

5 児童・生徒指導

自己指導能力を育てる児童・生徒指導

【方向性】

児童・生徒指導は、一人一人の児童生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指すものである。そのため、特に、学びに向かう集団づくりや児童生徒が意欲的に取り組む授業づくりなど、「学業指導」の充実が重要である。

また、校長のリーダーシップの下、担任や担当だけで抱え込むことなく、児童指導主任、生徒指導主事を中心として組織的、効果的に機能する児童・生徒指導を推進することが求められる。

【課題】

(1) 児童生徒の自己指導能力を育成する本質的な児童・生徒指導

児童生徒の自己指導能力の育成につながる三つの留意点（①自己存在感を与えること、②共感的人間関係を育成すること、③自己決定の場を与え、自己の可能性の育成を援助すること）を踏まえながら、発達の段階における課題（発達課題）を明確にした教育活動の充実を図ることが大切である。

特に、学業指導の推進においては、「学びに向かう集団づくり」と「子どもが意欲的に取り組む授業づくり」の相互の関連を図った指導の充実が重要である。

(2) 全教職員の連携・協力による組織的な児童・生徒指導

児童・生徒指導は、全教職員の連携・協力によって行われるものであり、児童指導主任・生徒指導主事を中心とした組織的で効果的に機能する指導体制を確立することが重要である。その際、指導の方針を教職員間で共通理解するとともに、報告・連絡・相談の徹底を図り、協力して児童生徒の指導に当たることが大切である。

また、受容的な態度で児童生徒の内面を共感的に理解する教育相談に努め、関係機関との連携も含めた学校教育相談体制の充実を図ることが大切である。

(3) 児童生徒の問題行動等の未然防止と的確な対応

児童生徒の問題行動等には、いじめや不登校に関する対策委員会などの組織を生かし、複数の教職員で情報の共有化を図りながら指導に当たる必要がある。

特に、いじめの問題については、「学校いじめ防止基本方針」の組織的な検証・改善によるいじめ対策の充実を図ることが重要である。また、不登校児童生徒に対しては、個々の状況に応じた支援方法を検討し、きめ細かく柔軟に対応するとともに、魅力ある学校づくりに努めるなど、新たな不登校を生まないための取組を充実させることが求められる。

(4) 家庭、地域及び関係機関等との連携

児童・生徒指導の充実を図るためには、家庭や地域に対して情報を発信したり、収集したりしながら、連携・協力することが大切である。また、問題行動等への予防と対応のためには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、福祉部局等）の特徴を踏まえて、実態に即した連携を積極的に図ることも重要である。

【参考資料】

・「令和3(2021)年度 指導の指針」	R03.3	県教委
・「令和3(2021)年度 栃木県児童・生徒指導の基本方針」	R03.3	県教委
・「学校以外の場で学ぶ子どもたちの社会的自立を目指すための指導資料」	R03.3	県教委
・「いじめ対応ハンドブック～いじめ防止対策推進法等対応版～」	H31.3	県教委
・「栃木県いじめ防止基本方針」（改定）	H29.12	県教委
・「保護者向け啓発資料『親子でチェック 安心・安全インターネット』」	H29.7	県教委
・「スクールソーシャルワーカー活用ガイドブック」	H29.3	県教委
・「情報モラルの育成に関する調査研究（小・中・高・特）」	H29.3	総教セ
・「情報モラル指導資料『ネットトラブル事例とその予防』」	H28.7	県教委
・「教師用指導資料『学業指導』実践事例集（CD）」	H26.3	県教委
・「学業指導の充実～子どもが意欲的に取り組む授業づくりを通して～」	H26.3	総教セ
・「学業指導の充実に向けて～学業指導をすべての教職員が進めるために～」	H24.3	県教委
・「学校に求められるこれからの児童・生徒指導」～発達課題の視点からみた児童・生徒指導の評価について～	H22.3	県教委
・「生徒指導提要」	H22.3	文科省